

産業復興相談センター実施要領

2024年4月1日作成

1. 産業復興相談センターの目的等

(1) 産業復興相談センターの目的

本要領は、産業競争力強化法第134条の規定に基づき、中小企業再生支援業務を行う者として認定を受けた者（以下「認定支援機関」という。）が実施する産業復興相談センター（以下「復興相談センター」という。）部門の行う復興相談センター事業について定めている。

災害等の影響を受けた事業者には、その迅速な事業再開が被災地域における復興に資するという特性がある。

また、かかる特性に加えて、被災した事業者の事業再生支援にあたっては、原因となった災害等や当該災害に被災した地域に特有の事情に配慮するなど、平常時における通常の支援とは異なる対応が必要になる。

そこで、認定支援機関は、特定の災害等及び当該災害に被災した地域の個別事情に配慮しつつ、被災した事業者が取り組む事業再生等を迅速かつ適切に支援することにより、当該地域において大きな役割を果たす事業者の事業再生を図り、もって当該地域の復興を目指すために、必要に応じて復興相談センターを設置するものとする。

復興相談センターは、被災した事業者の再生を支援するために、復興再生支援、金融機関等が有する債権の買取りを行うファンド等への債権買取の要請その他の必要な業務を行うものとする。

(2) 本要領の位置付け

本要領は、復興相談センターの基本的かつ原則的な内容、業務手順等を定めるものである。

また、被災した事業者迅速かつ適切な支援を行うために、細目については個々の復興相談センターが設置される際に認定支援機関又は中小企業庁が個別に細則等を定めることを想定している。その際には、被災した事業者迅速かつ適切な支援を行うために、本要領と異なる内容を定めることも排除されず、当該細則等の内容が本要領と異なる場合には、復興相談センターの趣旨及び目的に反しない限り、当該細則等を優先させる。

2. 復興相談センターの基本事項

(1) 定義

本要領及び本要領の規定を受けて別途定める細則等で使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

① 復興相談センター事業

産業競争力強化法第134条の規定に基づき、認定支援機関が実施する中小企業再生支援業務で、被災した事業者の再生を目的とする事業。

② 復興相談センター

復興相談センター事業により設置される具体的な組織で、「産業復興相談センター」の名称を使用する。ただし、必要に応じて災害や地域の名称を付加することができる。各認定支援機関が常設するものではなく、特定の災害等の発生を契機として、必要に応じて設置される。

③ 対象災害

復興相談センター設置の契機となった災害等。詳細は各復興相談センターが設置される際に決定される。

④ 対象地域

対象災害により大きな被害を受けた地域。詳細は各復興相談センターが設置される際に決定される。

⑤ 支援業務部門

認定支援機関が協議会事業を実施するために設置する機関で、本基本要領に従って再生支援等を行う。

⑥ 通常型再生支援

支援業務部門が本基本要領別冊 2「再生支援実施要領」及び本基本要領別冊 3「中小企業再生支援スキーム」に従って実施する再生支援（プレ再生を含む）。

⑦ ワンストップ窓口業務

復興相談センターが実施する業務で、事業者からの相談に応じ、当該相談におけるヒアリング等に基づいて、復興相談センターの各支援業務及び関連する各機関に案件を送付する。

⑧ 復興再生支援業務

復興相談センターが実施する業務で、一定の要件を満たす事業者について、その事業を再生するための計画策定を支援する。

⑨ 債権買取支援業務

復興相談センターが実施する業務で、一定の要件を満たす事業者について、その事業を再生するため、金融機関等が当該事業者に対して有する債権をファンド等が買い取るまでの手続を支援する。

⑩ 債権買受機関

債権買取支援業務において、債権の売却先になるファンド等。

⑪ 支援対象債権

債権買取支援の対象となる債権。

⑫ 買取価格

債権買受機関が支援対象債権を買い取る際の代金額。

⑬ 関連支援機関

地域経済活性化支援機構（REVIC）、事業承継・引継ぎ支援センター、よろず支援拠点その他の支援機関。

（２）復興相談センターの設置

認定支援機関は、災害等が発生し、当該認定支援機関が協議会事業を行う地域に甚大な被害が発生した場合には、中小企業庁と協議の上、復興相談センターを設置する旨の決定（以下「設置決定」という。）を行うことができる。

その際、以下の事項を定めなければならない。

① 復興相談センターの名称

② 対象災害の定義

③ 対象災害の発生日（対象災害が継続的に発生している場合には

始期及び終期)等

- ④ 対象地域の範囲等
- ⑤ 復興相談センターの設置日
- ⑥ 復興相談センターの存続期間
- ⑦ 復興相談センターが実施する業務の範囲
- ⑧ 債権買取支援業務を行う場合には、債権買受機関となる機関
- ⑨ 復興相談センターの対象となる事業者の範囲・要件等について本要領と異なる取扱いを定める場合には、当該事項
- ⑩ その他本要領と異なる取扱いを定める場合には、当該事項
- ⑪ その他必要な事項がある場合には、当該事項

(3) 復興相談センターの対象となる事業者の範囲

復興相談センターの対象となる事業者は、設置決定等において特に定めのない限り、中小企業者か否かを問わず、法人か個人かを問わず、また、法人の種類を問わず、全ての事業者（ただし、大企業は除く。以下「対象事業者」という。）とする。

(4) 復興相談センターの組織体制

- ① 復興相談センターには、センター長を配置する。また、必要に応じてセンター長を補佐する者（以下「センター長補佐」という。）を配置することができる。
- ② 認定支援機関の長は、設置決定のあと遅滞なく、中小企業や事業の再生等（復興相談センターが債権買取支援業務を行う場合には、債権買取価格の算定を含む。）に相当の知見と経験を有する者の中から、地域の実情及び対象災害の性質を考慮し、各経済産業局等の了承を得た上で、センター長を選任する。
- ③ 認定支援機関の長は、金融機関等及びその子会社からの出向者を、センター長として選任してはならない。また、復興相談センターが債権買取支援業務を行う場合には、支援業務部門の統括責任者及び統括責任者補佐を、センター長として選任してはならない。復興相談センターが債権買取支援業務を新たに行う場合で、支援業務部門の統括責任者及び統括責任者補佐がセンター長を兼任しているときには、速やかに別の

センター長を選任する。

- ④ 認定支援機関の長は、必要に応じて、中小企業や収益力改善、経営改善、事業再生、再チャレンジ、経営企画、マーケティング、事業計画の立案等に知見を有する者の中から、地域の実情及び対象災害の特性を考慮し、各経済産業局等の了承を得た上で、センター長補佐を選任することができる。
- ⑤ 認定支援機関の長は、センター長がその職務を執行するに当たり、対象事業者又は対象事業者に金融債権を有する者（以下「対象債権者」という。）等との間に利害関係を有する場合、センター長に事故がある場合その他必要と認める場合は、センター長補佐のうちから、センター長の職務を代理する者を定めることとする。

3. 復興相談センターの業務及びその流れ

（1）復興相談センターの行う業務

復興相談センターは、必要に応じて、ワンストップ窓口業務、復興再生支援業務、債権買取支援業務を行う。

また、復興再生支援業務及び債権買取支援業務では、当該業務に付随してモニタリング業務を行う。

ただし、設置決定等において異なる定めをした場合には、当該定めによる。以下、各業務についても同様とする。

（2）復興相談センターが行う業務の基本的な流れ

復興相談センターが行う業務の基本的な流れは、以下のとおりとする。ただし、対象災害等の特殊性に鑑みて柔軟に対応することを妨げない。

① 窓口対応（ワンストップ窓口業務）

復興相談センターは、対象災害の被災地に設置した窓口、コールセンター、オンラインに設置した窓口等を通じて、対象事業者から事業再生等に関する相談を受ける（ワンストップ窓口業務）。

ワンストップ窓口相談の業務手順は「4. ワンストップ窓口業務」のとおりとする。

② 復興再生支援業務

復興相談センターは、相談事業者が復興再生支援の開始要件に該当すると思われる場合、復興再生支援の第二次対応を開始する。

復興再生支援業務の業務手順は「5. 復興再生支援業務」のとおりとする。

なお、復興再生支援業務は、必要に応じて、支援業務部門に移管することができる。

③ 債権買取支援業務

復興相談センターは、相談事業者が債権買取支援の開始要件に該当すると思われる場合、債権買取支援の第二次対応を開始する。

債権買取支援業務の業務手順は「6. 債権買取支援業務」のとおりとする。

④ モニタリング業務

復興相談センターは、必要に応じて、債権買取支援業務又は復興再生支援が完了した後の相談事業者の計画達成状況等について、モニタリングを行う。

モニタリング業務の手順は「5. 復興再生支援業務」又は「6. 債権買取支援業務」の該当箇所のとおりとする。

なお、モニタリング業務は、必要に応じて、支援業務部門に移管することができる。

4. ワンストップ窓口業務

ワンストップ窓口の基本的な業務内容は、以下のとおりとし、迅速な対応を図ることとする。ただし、事前相談を受け付けるなど、対象災害等の特殊性に鑑みて柔軟に対応することを妨げない。

業務内容、手順等の細目については、認定支援機関又は中小企業庁が別途細則等を定めることとする。当該細則等の内容が本要領と異なる場合には、復興相談センターの趣旨及び目的に反しない限り、当該細則等を優先させる。

(1) 相談受付

事業者から相談の申し出があった場合、センター長又はワンストップ窓口業務を担当するセンター長補佐（以下「窓口担当者」という。）は、当該事業者が対象事業者に該当することを確認のうえ、相談に応じる。

事前に相談の申し出があった場合には、可能な限り予め相談の時間を定め、当該事業者に通知する。この際、必要に応じて、相談に持参すべき資料等をあわせて通知する。

なお、窓口担当者は、可能な限り申し出を拒むことなく、幅広く誠実に対応することとする。

(2) ワンストップ窓口相談対応

① 窓口担当者は、相談事業者から事業再生等に向けた取組みの相談を受け、以下に掲げる事項について、被災状況を踏まえできる限り把握し、必要に応じて助言等を行う。

- ・ 企業の概要
- ・ 直近3年間の財務状況（財務諸表、資金繰り表、税務申告書等）
- ・ 滞納公租公課の存否及び状況（滞納金額目録、換価の猶予許可通知書等）
- ・ 株主、債権債務関係の状況（取引金融機関等）
- ・ 事業形態、構造（主要取引先等）
- ・ 会社の体制、人材等の経営資源
- ・ 現状に至った経緯および対象災害により被った影響の状況
- ・ 今後の見通し、改善に向けたこれまでの努力及びその結果
- ・ 取引金融機関との関係
- ・ 再生に向けて活用できる会社の資源
- ・ 再生に向けた要望、社内体制の準備の可能性
- ・ その他必要な事項

② 窓口担当者は、①に定める助言のあと、中小企業庁が別途定める手順に従い、当該案件を取り扱う。ただし、窓口担当者がセンター長以外である場合には、センター長と事前に協議を実施するものとする。

(3) 報告書の作成及び提出

窓口担当者は、ワンストップ窓口相談対応の結果について、中小企業庁が別途定める様式に従ってワンストップ窓口相談対応報告書を作

成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

5. 復興再生支援業務

復興再生支援の業務内容は、以下のとおりとする。ただし、対象災害等の特殊性に鑑みて柔軟に対応することを妨げない。

業務内容、手順等の細目については、認定支援機関又は中小企業庁が別途細則等を定めることとする。当該細則等の内容が本要領と異なる場合には、復興相談センターの趣旨及び目的に反しない限り、当該細則等を優先させる。

(1) 復興再生支援の開始要件

センター長は、相談事業者が以下の要件全てに該当すると認められる場合には、相談事業者の承諾を得て、対象債権者のうち主要なもの（以下「主要債権者」という。）の意向を確認し、認定支援機関の長と協議の上、復興再生支援の開始を決定する。ただし、認定支援機関の長が、復興相談センター及び対象災害の状況等を考慮した上で、予め復興再生支援の開始について包括的に承諾し、センター長との協議を事後的に行うことを妨げない。

また、センター長は、地域経済や雇用への影響等を勘案し、以下の要件全てに該当するわけではない相談事業者についても、例外的に復興再生支援を開始することができる。

- ① 対象地域に事業所を有すること。
- ② 以下のいずれかに該当すること。
 - 事業所、事業設備、取引先等の事業基盤などが対象災害の影響を受けたことによって、経営に支障が生じている、又は生じる懸念がある。
 - 対象災害に付随する事象により売上等が減少し、経営に支障が生じている、又は生じる懸念がある。
- ③ 対象災害により収益力に比して過大な債務を背負うこととなり、金融支援による事業再生が求められていること。
- ④ 再生計画が策定できないことが明らかではないこと。
- ⑤ 対象災害が発生する前において、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。ただし、当該対象債権者の同意がある場合はこの限りで

ない。

- ⑥ 対象債権者に対して、経営状況や財産状況に関する経営情報等を適時適切かつ誠実に開示していること。
- ⑦ 相談事業者及びその主たる債務を保証する保証人が反社会的勢力又はそれと関係のある者ではなく、そのおそれもないこと。

(2) 復興再生支援（第二次対応）

- ① 復興再生支援の業務手順は、本基本要領別冊2「再生支援実施要領 2. 再生支援（第二次対応）」のうち「(2) 再生支援の開始」③以下から「(9) 再生支援の終了」②までを準用する。この場合において、以下のとおり読み替えを行う。

- ・ 「再生支援」を「復興再生支援」と読み替える。
- ・ 「統括責任者」を「センター長」と読み替える。
- ・ 「統括責任者補佐」を「センター長補佐」と読み替える。
- ・ 「窓口相談」を「ワンストップ窓口相談」と読み替える。
- ・ 「相談企業」を「相談事業者」と読み替える。
- ・ 「経営が困難になった原因」を「経営が困難になった原因及び対象災害の影響」と読み替える。

- ② センター長は、必要に応じて、支援業務部門に確認の上、復興再生支援業務を支援業務部門に移管させることができる。この場合であっても、支援業務部門は、本要領に従って復興再生支援業務をそのまま継続して実施する。

(3) 再生計画案の内容

復興再生支援においては、債務超過解消年数、黒字転換年数、有利子負債の対キャッシュフロー比率、経営者責任及び株主責任について、対象災害により被害を受けた実情に即したものとするよう十分に配慮するものとする。また、これらの基準の特則を、対象災害及び対象地域の状況等に鑑み、復興相談センターごとに中小企業庁が別途定めることができる。

(4) 債権買取支援への移行

センター長は、復興再生支援よりも債権買取支援を行う方がより適当であることが判明した場合には、当該案件を債権買取支援に移行することができる。

また、復興再生支援が完了しないことが明らかになった場合であっても、債権買取支援であれば完了する見込みがあるときには、当該案件を債権買取支援に移行することができる。

これらの場合において、必要に応じ、復興再生支援を担当したセンター長又はセンター長補佐がそのまま債権買取支援を担当することができる。

(5) 保証債務整理支援

センター長及びセンター長補佐は、再生計画の策定に伴い、保証人について「経営者保証に関するガイドライン」に基づく保証債務の整理の支援を実施する場合には、その保証債務整理支援の業務手順は、本基本要領別冊4「中小企業活性化協議会等の支援による経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務の整理手順」を準用する。この場合においては、(2)において定めるほか、「中小企業者」を「相談事業者」と読み替える。

(6) 復興再生支援が完了した案件のモニタリング

復興相談センターは、復興再生支援が完了した案件について、必要に応じて、モニタリングを行う。

モニタリング業務の業務手順は、本基本要領別冊2「再生支援実施要領 4. 再生支援が完了した案件のフォローアップ」を準用する。この場合においては、(2)において定めるほか、「支援業務部門」を「復興相談センター」、「2. 再生支援（第二次対応）」を準用した支援を「本要領「5. 復興再生支援」を準用した支援」と読み替える。

(7) 開始要件に該当しないことが明らかになった場合の取扱い

復興相談センターは、復興再生支援開始後に、相談事業者が開始時点において(1)に定める開始要件を満たさないことが判明した場合には、復興再生支援を終了する。その際、必要に応じて、債権買取支援に移行し、又は支援業務部門若しくは関連支援機関に案件を送付することができる。

ただし、この場合においても、センター長は、地域経済や雇用への影響等を勘案し、例外的に復興再生支援を継続することができる。

(8) 支援業務部門又は関連支援機関との連携

復興相談センターは、復興再生支援中に相談事業者が支援業務部門又は関連支援機関の支援を受けることが適切だと判明した場合には、相談事業者及び当該支援業務部門又は関連支援機関に確認の上、支援業務部門又は関連支援機関に紹介又は案件送付を行うことができる。

6. 債権買取支援業務

債権買取支援業務の業務内容は、以下のとおりとする。ただし、対象災害等の特殊性に鑑みて柔軟に対応することを妨げない。

業務内容、手順等の細目については、認定支援機関又は中小企業庁が別途細則等を定めることとする。当該細則等の内容が本要領と異なる場合には、復興相談センターの趣旨及び目的に反しない限り、当該細則等を優先させる。

(1) 債権買取支援の開始要件

債権買取支援の開始要件は、対象災害及び対象地域の状況等に鑑み、復興相談センターごとに中小企業庁が別途定める。

センター長は、相談事業者が債権買取支援の開始要件の全てに該当すると認められる場合には、相談事業者の承諾を得て、主要債権者の意向を確認し、認定支援機関の長と協議の上、債権買取支援の開始を決定する。ただし、認定支援機関の長が、復興相談センター及び対象災害の状況等を考慮した上で、予め債権買取支援の開始について包括的に承諾し、センター長との協議を事後的に行うことを妨げない。

また、センター長は、地域経済や雇用への影響等を勘案し、要件全てに該当するわけではない相談事業者についても、例外的に債権買取支援を開始することができる。

(2) 債権買取支援（第二次対応）

債権買取支援の基本的な業務内容は、以下のとおりとする。ただし、対象災害等の特殊性に鑑みて柔軟に対応することを妨げない。

なお、債権買取支援によることが適当であるという相談事業者の性質に鑑み、各業務の遂行にあたっては迅速性が強く求められることに留意することとする。

① 債権買取支援の開始

センター長は、(1)に基づいて債権買取支援を行うことを決定した場合には、その旨を相談事業者に通知する。また、相談事業者の状況に応じて、対象債権者に対し、債権買取支援を行うことを伝え、協力を要請する。

② 開始報告書の提出

センター長は、債権買取支援を行うことを決定した場合には、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応開始報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

③ 元本返済猶予等の要請

センター長は、相談事業者の資金繰り等の事情などを勘案し必要がある場合には、相談事業者と連名の書面等により、対象債権者の全部又は一部に対して、元本又は元利金の返済の停止や猶予を求める『返済猶予の要請』や、対象債権者の個別的権利行使や債権保全措置等の差控えの要請、債権届出の要請を行うものとする。

④ 事業計画策定支援

(ア) 財務面・事業面の調査分析

センター長又は債権買取支援業務を担当するセンター長補佐(以下「債権買取支援担当者」という。)は、事業計画の策定及び検証に必要な範囲で、対象事業者の財務面(資産負債及び損益の状況)及び事業面の調査分析等を行う。

なお、財務面及び事業面の調査分析等にあたっては、必要に応じて、外部専門家(ただし、相談事業者及び主要債権者との間に利害関係を有しない者に限る。以下同じ。)を活用する。

(イ) 事業計画の策定

相談事業者は、必要に応じて債権買取支援担当者、専門家、対象債権者等の支援を受けつつ、事業を再生するために、事業計画を策定する。

(ウ) 事業計画の検証

債権買取支援担当者は、(3)に定めるところに従い、相談事業者に関する事業計画の妥当性について確認する。また、被災状況等により相談事業者が事業計画を作成することが困難と認め

られる場合については、事業計画の策定を支援するものとする。

⑤ 債権買取支援

債権買取支援担当者は、（４）に定めるところに従い、買取価格を算定し、又は債権買受機関が算定した買取価格を検証する。

なお、当該算定又は検証の作業においては、必要に応じて外部専門家を活用することができる。

また、債権買取支援担当者がセンター長補佐である場合には、事前にセンター長に確認を行うものとする。

⑥ 事業再生に向けた合意形成の支援

債権買取支援担当者は、（５）に定めるところに従い、相談事業者及び対象債権者の間の、事業再生に向けた合意形成を支援する。

なお、当該支援においては、必要に応じて外部専門家を活用することができる。

⑦ 債権買取支援報告書の作成

債権買取支援担当者は、（６）に定めるところに従い、債権買取支援報告書を作成し、対象債権者に提出する。

なお、債権買取支援担当者がセンター長補佐である場合には、事前にセンター長に確認を行うものとする。

⑧ 債権買取にかかる同意

対象債権者は、債権買取支援報告書等を踏まえて、策定された事業計画を前提に相談事業者の事業を再生させるために、債権買受機関に対し対象債権を売却することについて同意するかを検討する。

⑨ 債権買取の要請

債権買取支援担当者は、相談事業者と対象債権者全員の間で合意が成立し、対象債権者の一部又は全部が債権買受機関による債権買取に同意した場合には、（７）に定めるところに従い、債権買受機関に対し、債権買取の要請（以下「買取要請」という。）を行う。

（３）事業計画の策定及び検証

① 事業計画の内容

事業計画の内容は、対象災害及び対象地域の状況等に鑑み、復興

相談センターごとに中小企業庁が別途定める。

② 事業計画の数値基準

事業計画の数値基準は、対象災害及び対象地域の状況等に鑑み、復興相談センターごとに中小企業庁が別途定める。

③ 事業計画のその他の要件

事業計画が満たすべきその他の要件は、対象災害及び対象地域の状況等に鑑み、復興相談センターごとに中小企業庁が別途定める。

④ 事業計画策定検証及び支援

債権買取支援担当者は、相談事業者が作成した事業計画が①から③の要件に合致し、内容について妥当性が認められるかを確認する。

なお、事業計画の妥当性確認にあたっては、必要に応じて、外部専門家を活用する。

(4) 買取価格算定基準等

① 支援対象債権となる債権

支援対象債権の範囲は、対象災害及び対象地域の状況等に鑑み、復興相談センターごとに中小企業庁が別途定める。

② 買取基準

債権買取支援担当者は、相談事業者に係る財務面及び事業面の調査分析等を前提に支援対象債権の時価を算定し、当該時価を買取価格とする。債権買受機関から買取価格の打診があった場合には、同様の手法で、当該買取価格を検証する。

買取価格の算定方法等は、対象災害及び対象地域の状況等に鑑み、復興相談センターごとに中小企業庁が別途定める。

③ 清算価値保障原則

買取価格は、対象債権者が相談事業者の破産手続において保障されるべき清算価値の見込額を上回る必要がある。

(5) 事業再生に向けた合意形成の支援

債権買取支援担当者は、相談事業者及び主要債権者と、買取価格や事業計画の内容等について協議及び検討を行い、相談事業者及び対象債権者の間における、債権買受機関への対象債権売却を含む相談事業者の事業再生に向けた合意形成を図る。

なお当該協議及び検討には、必要に応じて、主要債権者等以外の対象債権者、債権買受機関、外部専門家その他の関係者等も参加するこ

とができる。

(6) 債権買取支援報告書

債権買取支援報告書の内容は、対象災害及び対象地域の状況等に鑑み、復興相談センターごとに中小企業庁が別途定める。

(7) 買取要請の実行

センター長は、相談事業者及び対象債権者全員において相談事業者の事業再生に向けた合意形成がなされた場合、対象債権者が債権買受機関に対し対象債権を売却することについて同意したことを文書等で確認した時点で、債権買受機関に対して速やかに買取要請を行う。

なお、買取要請にあたっては、原則として対象債権者全員が対象債権全部の売却に同意する必要があるが、対象債権者のうち少額債権者を除外する場合など、一部の対象債権者又は対象債権を除いたとしても債権者間の衡平を害さない場合には、例外的に一部の対象債権者又は対象債権を除外することも許容される。

(8) 復興再生支援への移行

センター長は、相談事業者について再生計画策定の見込みがあることが判明した場合には、当該案件を復興再生支援に移行することができる。この場合において、必要に応じ、債権買取支援を担当したセンター長又はセンター長補佐がそのまま復興再生支援を担当することができる。

(9) 債権買取支援の完了

債権買取支援の完了時点は、買取要請を実行し、債権買受機関が支援対象債権を買い取った時点とする。

センター長は、債権買取支援が完了した場合、支援内容を認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って第二次対応完了報告書を作成し、各経済産業局等及び全国本部へ文書又は電磁的方法により提出するものとする。

(10) 債権買取支援が完了した案件のモニタリング

復興相談センターは、債権買取支援が完了した案件について、必要に応じて、モニタリングを行う。

モニタリング業務の業務手順は、本基本要領別冊2「再生支援実施

要領 4. 再生支援が完了した案件のフォローアップ」を準用する。
この場合においては、「支援業務部門」を「復興相談センター」、「主要債権者」を「主要債権者及び債権買受機関」、「再生支援」を「債権買取支援」、「相談企業」を「相談事業者」、「「2. 再生支援（第二次対応）」を準用した支援」を「本要領「6. 債権買取支援」を準用した支援」と読み替える。

（1 1）債権買取支援の終了

債権買取支援を開始した後、債権買取支援が完了しないことが明らかとなったとき、センター長は、相談事業者に対して債権買取支援の終了を通知し、認定支援機関の長に報告するとともに、中小企業庁が別途定める様式に従って報告書を作成し、全国本部及び各経済産業局等に提出する。

（1 2）開始要件に該当しないことが明らかになった場合の取扱い

復興相談センターは、債権買取支援開始後に、相談事業者が開始時点において（1）に定める開始要件を満たさないことが判明した場合には、債権買取策定支援を終了する。その際、必要に応じて、支援業務部門又は関連支援機関に案件を送付することができる。

ただし、センター長は、地域経済や雇用への影響等を勘案し、例外的に債権買取支援を継続することができる。

（1 3）支援業務部門又は関連支援機関との連携

復興相談センターは、債権買取支援中に相談事業者が支援業務部門又は関連支援機関の支援を受けることが適切だと判明した場合には、相談事業者及び当該支援業務部門又は関連支援機関に確認の上、支援業務部門又は関連支援機関に紹介又は案件送付を行うことができる。

7. 設置決定の変更

認定支援機関は、中小企業庁と協議の上、復興相談センターの存続期間延長・短縮や債権買取支援業務の追加など、設置決定の内容を変更することができる。

8. 復興相談センターの終了

認定支援機関は、復興相談センターの存続期間が満了する場合で、復興

相談センターの存続期間の延長の必要性が高くないと判断したときには、中小企業庁と協議の上、復興相談センターを終了する。復興相談センターの存続期間内であっても、債権買取支援業務の必要性が高くないと判断した場合には、中小企業庁と協議の上、債権買取支援業務のみを先に終了させることができる。

9. 公表

(1) 復興再生支援又は債権買取支援が完了した案件の公表については、原則として、認定支援機関における完了手続が行われた後、中小企業庁において、対象災害ごとに全国の案件を取りまとめた上、行うものとする。ただし、各認定支援機関における公表についてはこれを妨げるものではなく、事前に内容及び時期について中小企業庁と調整することとする。

(2) 公表する内容は、基本的には、

- ① 相談事業者の概要（事業内容、現状に至った経緯、債務の状況等）
- ② 再生計画又は事業計画の概要（計画の目標、事業面での再生及び財務面での再生の具体的な内容等）

をまとめたものとする。公表内容については、各支援業務部門が、事前に相談事業者、対象債権者等の関係者と十分な調整を行うこととする。また、相談事業者が、氏名又は名称の公表に同意した場合に限り、具体的な氏名又は名称を公表することができる。

以 上